

国立健康危機管理研究機構中期計画

国立健康危機管理研究機構法（令和 5 年法律第 46 号）第 27 条第 1 項の規定に基づき令和 7 年 4 月 1 日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった国立健康危機管理研究機構中期目標を達成するため、同法第 28 条の定めるところにより、次のとおり国立健康危機管理研究機構中期計画を定める。

令和 7 年 6 月 25 日

国立健康危機管理研究機構

理事長 國 土 典 宏

前文

国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）は、国立健康危機管理研究機構法（令和 5 年法律第 46 号。以下「機構法」という。）に基づき、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症有事の際に政府の方針に従い、迅速・柔軟・確実に業務を実施する特殊法人として、令和 7 年 4 月 1 日に設立された。

機構は、機構法第 1 条に基づき、感染症その他の疾患及び予防・医療に係る国際協力に関し、調査、研究、分析、技術の開発、医療の提供、人材の養成等を行うとともに、感染症その他の疾患に係る病原体等の検査等を行うことにより、国内において公衆衛生上重大な危害が生じることによる緊急事態を予防し、国内外の公衆衛生の向上・増進を図る。

第 1 国民の生活及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるための体制整備に関する事項

1. 情報収集・分析、リスク評価

感染症有事における対策の基礎となる臨床像・疫学的知見・病原体の性状等の把握のため、平時から、以下の取組を進め、国内外の情報収集・分析、リスク評価を行い、政府に情報提供を行う。

① 国内外の情報収集・分析、リスク評価の取組

ア 各部門で把握する、イからオまでに掲げる情報（国内における感染症の発生動向、イベントベースサーベイランス、海外におけるイベントベースサーベイランス等の情報）について、日々集約し、スクリーニング及びリスク評価を行う。その上で、政府に対し必要な情報提供を行う。

イ 感染症サーベイランスシステムを活用し、国内における感染症の発生動向を監視する。感染症発生動向調査週報（IDWR）、病原微生物検出情報（IASR）、感染症発生動向調査事業年報等の発行

を行う。

ウ 国内外のメディア情報、専門機関からの情報（保健所・地方衛生研究所等、WHO 等国际機関、専門家・アカデミア等のネットワーク）等により、公衆衛生危機となりうる事象を日々探知し、迅速なリスク評価を行い、厚生労働省や関係機関に伝達する。

エ 国際機関、諸外国・地域の研究機関・行政機関と連携し情報を収集するとともに、厚生労働省と協議の上、必要時には専門家を派遣し、現地にて直接情報収集を行う。

オ 新型インフルエンザ等の発生時に、その発生状況に対応できるよう、感染症サーベイランスの実施方法の検討を行い、適切な感染症サーベイランスの実施体制を構築する。

カ 国内外のオープンソースの論文レビューを行う。

キ 感染症有事に求められる感染症の感染伝播性、重症化リスク、公衆衛生的インパクト等に関するデータ分析について、国内外の研究機関・行政機関と連携して実施する。

ク 関係機関と連携し、感染症有事のリスク評価のための国民生活及び国民経済に関する情報並びに社会的影響等の整理や、収集・分析方法の研究を実施するための研究計画の立案等を進め、研究を実施する。

ケ 感染症有事に迅速にデータ収集・解析及びリスク評価等を実施するために、平時から感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）を活用した円滑な情報収集と一元化されたデータの運用体制を構築するとともに、収集した臨床情報・生体試料等の第三者への提供を推進する。

コ 予防接種データベースを用いて、予防接種実施状況の把握、ワクチンの安全性に関する分析を行い、副反応疑い報告制度等の分析結果を踏まえて、総合的にワクチンの安全性評価を行う。また、予防接種データベースと他の公的データベースを連結し、ワクチンの有効性に関する分析を行い、多施設共同研究等から得られた分析結果も踏まえて、総合的にワクチンの有効性評価を行う。

サ 感染症等に係る NDB や医療保険に関する情報、予防接種及び病原体ゲノム情報等を活用し、疾患動向の把握や医療の質の向上等、有事に政府が求める内容・量の科学的知見を速やかに提供するためのデータ解析等を行う。また、腸管出血性大腸菌感染症に係る病原体やその他の感染症病原体ゲノム情報の分析、厚生労働省への分析結果の提供、病原体ゲノム情報を集約する PathoGenS の運営及び対象となる病原体の拡充等を進めることで、平時からの病原体ゲノム解析及びその提供の促進を図り、有事に政府が求める内容・量の科学的知見を速やかに提供可能な体制の整備及び維持を進める。

シ 国際機関・諸外国・地域、国内関係機関との MOU の締結等を通じ連携強化を進めるとともに内部の情報提供手順の整備等を行い、データや情報の体系的な収集体制を構築する。また、政策決定及び実務上の判断に必要な情報の要素を検討し、その効果的な提供方法を整備する。

② 感染症有事における迅速な知見の収集の取組

感染症有事を想定し、発生早期から臨床的知見については感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）等を活用し、積極的疫学調査に基づく疫学・臨床情報の収集、検体の解析による病原体の特徴を分析する体制を確立する。有事に検査診断手法を迅速に確立するための準備を進めるとともに、地方衛生研究所等を通じた迅速な全国展開のための体制や手順の整備、機材・試薬の確保体制等の事前準備を行う。特に有事においては、First Few Hundreds Studies（FF100）のような通常のサーベイランスでは得られない臨床・疫学・病原体に関する知見を収集するための体制を構築し調査を実施する。また、検査方法・診療指針の作成等を通じた各地域の検査体制・医療提供体制の構築支援を可能とするため、初動期・対応期の段階に応じた具体的作業フローをあらかじめ定め、訓練等を通じて必要な準備を進める。さらに、感染症有事の際に当該感染症の検査体制を迅速に構築するための新規診断技術の開発・研究等を進める。

③ 政府・国民への情報提供等の取組

ア 有事において、政府との十分な調整の上で、科学的知見を根拠とした情報を速やかに、かつ分かりやすく提供する。そのために、平時からの情報発信体制の構築や関係機関との連携体制の強化を行う。

イ 平時及び有事において感染症に係る基本的な情報や感染対策および発生状況等の情報を様々なツールを活用し、国民の理解が深まるように分かりやすく提供・共有する。

ウ 「感染症情報提供サイト」等を通じ感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策、感染症の発生状況との情報等を、最新の公的情報として広くタイムリーに情報発信する。メディア等の広聴活動を通じ、双方向的なコミュニケーションに務め、感染症に関する信頼される情報源として感染症リスクコミュニケーションの一翼を担い、感染拡大防止、疾病予防等の厚生行政施策に資する。

2. 研究・開発

感染症有事において、検査・診断法、治療薬・治療法及びワクチン等予防法（以下「治療薬・ワクチン等」という。）を速やかに実用化できるよう、平時から、基盤的研究によるシーズ開発から非臨床試験、臨床試験等までを一気通貫で進める体制構築に向け、以下の取組を進める。

① 治療薬・ワクチン等の研究・開発の体制構築に向けた取組

ア ARO 機能を強化し、医師主導治験・多施設共同臨床研究・特定臨床研究・企業治験の実施体制を整備するため、国内の感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）を拡充し、臨床研究の基盤を確立する。さらに、国際共同治験へ積極的に参画し、運用の経験値を高めていく。その上で国内外の臨床試験のハブとして立脚し、感染症の科学的知見の創出や治療薬・ワクチン等の研究開発を主

導できる体制を完成させる。

イ 感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）の運営体制を強化し、臨床情報・生体試料等の収集・保管を進め、データ管理・解析基盤を整備し、第三者提供を推進する。国内外の研究機関と連携を強化し、感染症の科学的知見の創出や医薬品等の研究開発を支援する。

ウ 院内 Phase 1 ユニットの整備を進め、First in Human（ヒトに初めて投与する）を含む早期臨床試験の実施体制を強化する。必要な医療設備を導入し、安全管理体制を確立するとともに、専門人材の確保・育成を推進する。試験プロトコルの標準化や運営の効率化を図り、臨床試験の円滑な実施を支援する。国内外の研究機関や製薬企業と連携し、早期開発の促進に貢献することで、医薬品等の実用化を加速する。

エ 新型・再興型インフルエンザのワクチンの研究開発のため、世界保健機関が指定するインフルエンザのワクチン推奨株について、世界保健機関を中心とした海外の研究機関と協力し、インフルエンザのワクチンの研究開発のため、流行が予測される季節性インフルエンザウイルスに対するワクチン株を作製し、又は入手するとともに、人獣共通のインフルエンザウイルスの交差性等の検証や疫学情報等の情報及びリスク評価を共有し、危機管理上の必要に応じて、それらのウイルスに対するワクチン株を作製又は入手し、分与する。

② 感染症有事における治療薬・ワクチン等の研究・開発の取組

ア 国と連携し、新型インフルエンザ等に関する情報収集を迅速に実施できるよう、リスク評価に基づき、有事の感染症サーベイランスの実施体制を整備する。さらに、新型インフルエンザ等の発生時に診断薬、治療薬、ワクチンの治験・臨床研究を迅速に計画し、感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）によってこれを遂行する。また、国立国際医療センター等における治験等の臨床研究体制を強化する。

イ 有事の際、あらかじめ定めた具体的作業フローに基づき、平時の研究・開発体制から迅速に切り替え、政府・AMED・PMDA と連携し、治療薬・ワクチン等の実用化を推進する体制を整える。感染症発生時に優先すべき研究課題（リポジショニングを含む治療薬、ワクチン等）を迅速に決定する体制を構築し、感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）を中心に実施する。

ウ AMED を通じた緊急予算確保や、PMDA との事前相談を活用し、非臨床試験及び臨床試験の迅速化を図る。感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）等の研究支援基盤を強化し、WHO・CEPI・BARDA 等の国際機関と連携を深め、情報共有や共同研究を推進する。平時には研究基盤整備を行い、有事発生後は即応体制を発動し、迅速な治療薬・ワクチン等の実用化を目指す。これにより、日本の感染症対応能力を強化し、国内外での迅速な感染症対策を実現する。

③ BSL（Bio Safety Level）-4 施設の運営体制等

ア BSL-4 施設について、迅速で精度の高い検査機能及び治療体制を確立、人材育成については、ファーストレスポnder機能の継続的な強化・維持を推進する。検査対応においては、アカデミア・企業等の共同研究、新規技術の導入により、迅速で精度の高い検査機能・体制の強化・維持・継続的な技術更新を実施する。国内のウイルス性出血熱に対する治療体制の確立に関しては、患者・疑似症例発生時の初動対応における検査、病態診断・予後のモニタリングにおける機構内の臨床部門との連携体制を構築・実装する。また、有事における緊急承認を想定した抗ウイルス療法、治療法、予防法、曝露後ワクチン等の培養細胞及び動物モデルを用いた前臨床評価体制の整備と実装化を目指す。

イ 人材育成においては、BSL-4 業務及び管理実施者の確保が喫緊の課題であり、若手研究者・技術職人材の参画を促進・リクルートするための制度の構築、前臨床評価体制の整備事業、施設の管理・運用を通して、BSL-4 病原体を含む高病原性病原体の取扱い、高病原性病原体の動物実験、病理検査等を行う作業者、BSL-4 施設管理を経験する人材育成を体系的に実施し、高度な技術を有する実践的な人材育成を実施する。

ウ 「国立感染症研究所 BSL-4 施設の今後に関する検討会報告書」を受けて、当該報告書の記載内容を踏まえ、必要な検討を進める。

3. 臨床（総合病院機能の維持・強化）

感染症有事において医療提供体制全体として必要となる対応のため、平時から機構における総合病院機能の維持・強化に向けて、以下の取組を進める。

ア 平時においては、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画により、有事における医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。

イ 有事における患者の治療を率先して行いその知見の提供により、各地域における医療提供体制の構築等を支援する。また、病床確保や医療人材の派遣等により、医療提供体制を維持・強化する。

ウ 有事においては、感染症以外の医学的管理等が必要な患者について、患者の特性に応じた受入体制の確保等を行う。

エ 健康危機における集中治療・救急医療を担う医療人材の育成を推進する。

オ 健康危機における医療提供体制の構築支援のため、災害派遣医療チーム（DMAT）の事務局（災害や新興感染症発生時など国の危機管理に際して求められる医療の構築支援のために設置される、日本 DMAT に関する業務の中核となる機関をいう。以下同じ。）を運営することにより、国の災害医療体制の維持・発展に貢献する。

カ 有事において、国内外の医療機関や都道府県等との連携の下、国立国際医療センター及び国立国府台医療センターの外来及び入院の診療体制等について、必要な措置を講ずることにより、患者の

受入体制を確保し、患者に適切な医療を提供する。

- キ 感染症発生早期からの全病院対応が可能となるよう、適切な感染管理下で治療を行うことができる専門性を目指し、平時から国際感染症センターとの連携のもと、各診療領域で感染症に対応出来るように診療体制を整備する。全ての診療科・部門において定期的に訓練を行う。

4. 人材育成・確保

感染症有事に対応するにあたり、機構において「1. 情報収集・分析、リスク評価」「2. 研究・開発」「3. 臨床」に掲げる機能を担う人材に加え、国内の公衆衛生対応人材を平時から育成・確保するため、以下の取組を進める。

① 感染症有事に対応できるデータ解析や公衆衛生対応を行う人材育成の取組

ア 感染症有事に対応できるデータ解析等の人材を育成するために、充実した研修の企画立案を行い、6回以上研修を実施する。また、国内外の大学・研究機関等と連携し、データサイエンス人材の育成とネットワークの整備を行う。

イ 実地疫学専門家養成コース（FETP）では、60人以上の人材を育成し、感染症の流行・集団発生時には、迅速・的確にその実態把握及び原因究明に対応し、平常時には質の高い感染症サーベイランスやリスク評価の実施と体制の維持・改善に貢献できる実地疫学専門家を養成し、その全国規模さらには海外 FETP 機関を含めたネットワークを確立・強化する。

ウ 厚生労働省と協力し、感染症危機管理専門家（IDES）の養成を進める。

エ 感染症危機管理研修会（年3回開催）や、IHEAT 要員等を対象とした講習等を実施し、感染症の危機管理の知識向上や、感染拡大時において保健所等での積極的疫学調査等の業務の支援に資する人材育成を行う。

オ 地域で感染症サーベイランスを活用する人材を育成・確保するためにサーベイランス・オフィサープログラムを運営し、中期目標期間中に6回以上開催する。

② 国立看護大学校における人材養成の取組

多施設共同臨床研究の促進や感染症危機管理に貢献可能な人材を育成するための研修、看護基礎教育及び卒後教育モデルを構築する。

③ 感染症有事における人材確保に向けた事前準備の取組

あらかじめ新型インフルエンザ等の初動期及び対応期における機構内の人員体制等を整理し、各部門または各事業場における業務継続計画に対応し、機構の一部の業務を再構築して、必要な業務を遂行できる体制を整理する。

第2 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1. 研究開発の成果の最大化

(1) 感染症を中心とした基礎研究の推進〔病原体・基盤研究事業〕

感染症を中心とした健康危機事案に対応する基礎研究に係る能力を平時より醸成し、健康危機事案の発生時には国内外の基礎研究を牽引するため、以下の取組を行う。

また、原著論文数については、質の高い論文の作成を推進しつつ、中期目標期間中の原著論文数を2,400件以上とする。

ア ウイルス、細菌、真菌、寄生虫等の様々な微生物および病原体を媒介する衛生害虫や動物等について、病原体の感染及び増殖の仕組みや詳細な生活環、病原体の性状に起因する病態・病理誘導機序を解明し、感染伝播性、複製増殖性、病原性、病毒性獲得、免疫逃避能、薬剤耐性等の特性やそれらの原因となる因子を明らかにする病原体解析研究を進める。

イ リバーストランスクリプション研究等により、病原体と宿主の相互作用を解析し、病原体感染による感染症発症や病態形成、免疫応答制御、感染防御の機構を解明する感染病態研究を進める。

ウ 感染症の診断薬、治療薬、ワクチン等の創薬シーズの同定に必須となる細胞と動物を用いた病原体感染実験系の基盤技術の開発研究を進め、創薬シーズ探索研究に活用する。

エ 病原体に対する宿主防御免疫研究を進めるとともに、免疫療法への応用可能な知見、得られたシーズをもとにした開発研究への展開を図る。

オ 重点感染症等に対する創薬標的、治療薬・ワクチン等の作用機序に関する探索研究を実施し、得られた知見をもとに新たな非臨床薬効評価方法の開発を進め、創薬シーズの薬効評価に活用する。

カ ワクチン・血液製剤等の品質管理業務については、動物試験の代替試験法の検討、新規試験法の確立、既存の試験法の改良、国家検定からの実地試験の削減に資する研究を推進する。

キ 平時のみならず有事においても、病原体等の環境生残性・不活化条件評価等の生物学的安全性、及び病原体等管理体制整備に資する規制等に関する調査研究を推進し、その成果を病原体等管理業務に活用できる体制を整備する。

ク 病原体ゲノム解析技術に関する開発研究と様々な病原体のゲノムを解読・解析する基盤研究を実施するとともに、これらの情報・技術を利用した感染症疫学研究、実地疫学研究を実施することにより、病原体の伝播拡散状況や変化を把握する分子疫学研究を推進する。

(2) 実用化を目指した研究開発の推進及び基盤整備〔臨床研究事業〕

① 臨床研究の中核的役割の実現

総合病院機能を活かしつつ、最新の知見に基づき、治療成績及び患者 QOL の向上につながる臨

床研究（治験を含む。）を推進する。機構で実施される臨床研究に対する薬事・規制要件の専門家を含めた支援部門の整備を行う等、臨床研究を病院内で円滑に実施するための基盤の整備を図る。これにより、中期目標期間中に、First in human 試験実施件数1件以上、医師主導治験実施件数14件以上、臨床研究（倫理審査委員会にて承認された研究をいう。）実施件数2,700件以上、治験（製造販売後臨床試験を含む。）180件以上、国際共同治験への参加数90件以上を実施する。臨床研究法（平成29年法律第16号）に定める特定臨床研究及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）に定める事項に則って実施される臨床研究の推進を図る。

機構が中心となって実施する多施設共同試験が円滑に実施される体制を強化する。また、他施設が実施する臨床研究を様々な側面から支援する体制を強化する。

感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）で収集・保管した臨床情報・生体試料等の第三者提供を通じて国内における感染症に対する医薬品等の研究開発を支援する。

再生医療について品質管理を行える体制の整備を図る。

② バイオバンク・データセンター

バイオバンクではナショナルセンター・バイオバンクネットワークを最大限活用し、難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質な生体試料を収集・保存する。これらの情報を活用した個別化医療の確立に向けた研究を推進する。

感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）を通して、臨床情報・生体試料等の収集をするとともに、ヒトゲノム等の利活用を通じ、さらなる新興・再興感染症研究の発展に寄与する。また、参画医療機関や自治体との連携を強化することで多くの患者及び国民への啓発活動等の向上を図る。

③ クリニカル・イノベーション・ネットワーク（CIN）の拡充・強化

レジストリの医療開発への利活用を促進するCIN構想を推進するため、レジストリの総合的な支援に関する事項と、JH（（4）疾患横断領域における連携推進に定めるJHをいう。以下同じ。）事業のナショナルセンター連携レジストリデータ利活用促進事業においてレジストリ利活用の実務支援に関する事項に取り組む。レジストリの総合的な支援に関する事項については、国内のレジストリ情報の集約、検索システムでの情報公開、レジストリ相談の実施と相談案件における企業とレジストリホルダーとのコーディネート、レジストリの手引きの更新・改訂・公開を含む各種情報発信、そして以上の事項に関連する調査やアウトリーチ活動を継続して行い、レジストリの利活用を総合的に支援する。実務支援については、JH事業と連携してレジストリ構築・運用・利活用の実務の支援を実施するとともに汎用の支援用資材を作成し、標準的なレジストリ支

援のモデルを立案する。また、適宜、それらの改訂を行う。

④ 国際臨床研究・治療ネットワークの拡充

アジア健康構想に向けた基本方針（平成 28 年 7 月 29 日健康・医療戦略推進本部決定、平成 30 年 7 月 25 日改定）、アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン（令和元年 6 月 20 日健康・医療戦略推進本部決定）に基づき、感染症を中心に国際保健医療分野のニーズに対応した研究開発、アウトカム研究等を推進すべく、ASEAN 各国の主要施設と ARO アライアンスを形成、現地協力オフィス設置、業務標準化、研修協力、IT インフラ整備等を通じて国際臨床試験推進のプラットフォームとする。

国内の関係機関とのプロジェクト創出を推進するために産学官連携プラットフォームである国際感染症フォーラムでの国内外の情報共有、ニーズ・シーズマッチング支援、産学官・国立高度専門医療研究センターへの研究開発等のコンサルト機能を促進する。

上記活動を通じて、国際臨床研究を 10 件以上実施する。うち各国薬事承認や WHO 制度の認証等を得る臨床試験を 3 件以上実施する。

⑤ 産学連携の強化

企業、AMED、大学等の研究機関、大規模治験実施医療機関等との連携を図り、医療に結びつく共同研究・委託研究や外部資金獲得等を支援・推進する。これまでの基盤研究で得られた創薬シーズの臨床応用の可能性を明らかにするとともに、積極的に情報発信を行い、産官学の連携、橋渡し研究へと展開するための支援やマネージメントを行う。中小の医療機器ものづくり企業や省庁等と連携し、現場のニーズに合致した医療機器の開発及び国際展開について中心的役割を果たす。

これらにより、外部機関等との共同研究数を毎年 20 件以上とする。

⑥ 生活習慣病の予防と治療

大規模職域コホートに基づいて糖尿病等の生活習慣病の罹患状況及びリスク要因を解明し、日本人における生活習慣病予防に資するエビデンスを創出する。国民の疾病予防への意義や関心を高め、エビデンスに基づいて行動変容を支援するため、AI 等による疾病リスク予測や生活習慣チェックに関する Web ツール・アプリを開発する。また、オンライン診療等の新たな技術の開発にも取り組む。

途上国における生活習慣病についても、同様の手法により、予防と治療の取組を加速化させる。

⑦ 知的財産の管理強化及び活用推進

機構における研究成果を着実に質の高い知的財産につなげるため、適切に保護し管理する体制の強化を図る。機構内の技術情報を企業へ積極的に発信するとともに、外部団体の利用も含めた技術移転活動を JH と協力し推進する。

⑧ 倫理性・透明性の確保

高い倫理性・透明性が確保されるよう、臨床研究に関する倫理審査委員会等を適正に運営する。具体的には、臨床研究の実施に当たっては、研究対象者保護に関する研究倫理の諸原則及び関連法令・指針等の遵守並びに利益相反の適切な管理がなされるよう、倫理審査委員会等で審査・監理する。合わせて、倫理審査委員会の議事概要や機構で実施している治験等臨床研究について適切に情報開示し、透明性を確保する。

また、臨床研究の倫理に関する病院内の教育体制を更に強化し、e-ラーニングや定期的で開催される講習会等を通じて、職員の生命倫理や研究倫理に関する知識の向上を図り、もって職員の倫理性を高める。

（３）国内外の医療の推進のための研究開発の推進〔国際医療研究事業〕

機構は、総合病院機能を持つ国立国際医療センター、国立国府台医療センター、国立感染症研究所、国立国際医療研究所、臨床研究センターを基盤に、幅広く国民の健康増進につながる疾病の基礎的研究をはじめ、先駆的な診断・治療法の開発を目指す橋渡し研究や臨床研究、看護研究を関係機関と連携しつつ医療の最適化を促進する。

また、国際医療協力局の連携を基盤としながら、途上国に対する社会医学分野の研究・開発を担うこれまでの国際保健医療協力の実績を基礎として、産官学連携を推進し、国内外の医療・研究機関、学会、民間等との共同研究の一層の推進を図るとともに、研究成果の普及を図る。

エイズ治療・研究開発センター（ACC）、国際感染症センター、糖尿病研究センター、肝炎・免疫研究センター、医療情報管理部等、国内において主導的な使命を有する組織を擁しており、各々の疾患において、臨床に直結する基礎的研究の推進から疫学研究等による日本人のエビデンスの収集、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発等を総合的に進めていくとともに、国際保健医療協力に関する研究等を進め、政策提言に資する研究を推進していくことで、科学的根拠を着実に創出し、我が国のみならず国際保健の向上に寄与する。

臨床研究中核病院の指定を受けるため、それにふさわしい体制を整備し、First in human 試験をはじめとする早期治験・臨床研究を積極的に行う。

症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開並びに治験に要するコスト・スピード・質の適正化をより一層強化、推進する。

また、国際保健分野での実績を基礎として、アジアを中心とする臨床試験プラットフォームを形成し、能力開発、産官学連携を推進し、国内外の医療・研究機関、学会、民間等との共同研究開発の一層の推進を図るとともに、研究成果の国際展開を進める。

新興・再興感染症や顧みられない熱帯病といった国際感染症、薬剤耐性菌に対する革新的な予防・診断・治療法の研究開発を推進する。

肝疾患（ウイルス性・非ウイルス性）、免疫疾患等のレジストリやバイオバンクを充実させ、ゲノムの解析等による未来型医療を実現するための予防・診断・治療法の開発を行う。

国内に蔓延する HIV の薬剤耐性変異の有無を遺伝子解析により調査し、全国収集データに提供する。これらを最適な治療ガイドライン作成のためのデータとして資する。

具体的には、以下の研究を実施し、医療推進に大きく貢献する国際医療研究事業における研究成果を中期目標期間中に 26 件以上とする。

また、原著論文数については、質の高い論文の作成を推進しつつ、中期目標期間中の原著論文数を 2,100 件以上とする。

○ 具体的方針

(疾病に着目した研究)

① 感染症その他の疾患の本態解明

感染症その他の疾患について、発症機序や病態の解明につながる以下を含む研究を実施する。

ア HIV 感染症患者と悪性疾患との関連性に関する研究を行う。

イ 新興・再興感染症等の臨床研究ネットワークを整備し、レジストリやバイオバンクを充実させる。これにより臨床像や疫学的動向、重症化因子の探索、医薬品の開発、予防法・治療法の開発に活用できるシステムを構築する。アウトブレイク発生時の調査、対応のためのシステムを整備する。

新たな新興・再興感染症の発生時には、その疾患の本態解明のために必要な FF100 調査を、厚生労働省と協力しながら機構として行うための体制を整備する。

ウ 新興・再興感染症や顧みられない熱帯病の流行伝播機序、病態生理、薬剤耐性発現の疫学及び耐性能獲得機序に関する研究を行う。マラリアや顧みられない熱帯病の、将来にわたる突発性流行や再興に対する対応策を強化する。

エ 糖尿病・肥満・代謝性疾患の発症や病態形成機序について、引き続き iPS 技術等の先端技術を用いながら、遺伝因子・環境因子の両面からの解析を行う。

オ 肝炎（薬害を含む）・肝硬変・肝がん（ウイルス性、非ウイルス性）の発症機序、肝がんの病因別リスク因子と発症責任分子の解明、治療標的の探索を行う。

カ 難治性のアレルギー性疾患・免疫疾患に対する生化学的・免疫学的アプローチによる解析を

行う。

キ 我が国の生活習慣病の予防や健康寿命の延伸に関する疫学的な分析を進める一方、途上国における生活習慣病予防のエビデンス創出に関わる基盤を強化する。

ク ゲノム解析・情報基盤の拠点化に向け、日本人全ゲノム解析データの産生と利活用及びデータシェアリングを推進するとともに、疾患関連遺伝子の同定とゲノム医療の実現に貢献する。

② 疾患の実態把握

感染症その他の疾患について、実態把握に資する以下を含む研究を実施する。

ア HIV 感染者の高齢化に伴う合併症の疫学的変化と病態変容解明のためのコホート研究を進め、実態把握を行う。HIV 感染症と加齢に伴う血管障害の関連性に関する研究を行う。

肝炎医療・肝炎対策の均てん化に向けて指標調査を継続実施し、結果を肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関、自治体肝炎対策担当部署と共有し、研究班と連携して改善のための提言を行う。

イ 日本及び開発途上国における新興・再興感染症、顧みられない熱帯病、薬剤耐性菌感染症といった感染症の疫学的研究を行い、実態把握と対策に係る研究を行う。

ウ 新興・再興感染症、薬剤耐性菌感染症等の疾病負荷、経済的負荷を定量化し、継続的な評価が可能な体制を構築する。同様の体制をアジア諸国に拡張する。

エ 糖尿病やその合併症に関する多施設共同データベースを拡充し、関連学会と連携しながら併存疾患の有病率、治療実態を明らかにする。

③ 高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進

感染症その他の疾患に対する高度先駆的な予防法や、早期診断技術、治療法の開発、治療成績向上に資する研究や標準的な予防、診断、治療法の確立に資する以下を含む研究を推進する。

高いレベルの科学に関わる研究の推進を更に拡充・強化するとともに、新しい知識の創出につながる大きな可能性があり、疾患の予防・治療の進歩に資すると思われるプロジェクト・研究課題に収斂^{れん}するように努める。殊に、国民の健康に重要で、一定の頻度と死亡率を有する特定の疾患に対応する研究の進展に努める。

国立高度専門医療研究センター等や諸外国の研究機関との共同研究の展開・強化を図るとともに、国際的に開かれた組織として機能するように整備を進める。

ア HIV 感染早期診断のための検査体制を構築・維持し、アジア地域における HIV 感染症の実情を情報交換し、国内の HIV 感染症やその合併症の研究の進展に努める。

イ 新興・再興感染症、顧みられない熱帯病、薬剤耐性菌、重大な細菌感染症、医療関連感染症について、標準的な診療ガイドランスを作成するとともに、高度先駆的な予防・診断・治療法の

研究開発を進める。また、これを可能にするためのレジストリ及びバイオリポジトリを整備し、ゲノム解析等を実施し利活用を促進する。

ウ 2型糖尿病について、合併症の超早期診断法や、非アルコール性脂肪性肝炎（NASH）等肥満関連疾患の診断・治療法を開発する。

エ 1型糖尿病や慢性膵炎に対して、膵島移植を実施する。また、次世代膵島移植としてブタ膵島を用いた異種膵島移植の開発を行うとともに、iPS細胞から膵β細胞への分化誘導技術やダイレクトリプログラミング法による線維芽細胞からの膵β細胞作成法を開発する。これらの有効性を検証するためのインスリン欠乏型小型霊長類モデルを確立する。

オ 肝炎・肝硬変・^{がん}肝癌等（ウイルス性・非ウイルス性）の肝疾患に対する新規バイオマーカーや治療標的を同定し、新しい予防・診断・治療法の開発を推進する。

カ アレルギー性疾患・免疫疾患の新たな治療標的や制御法を創出する。免疫疾患の基盤研究で得られたシーズの臨床応用の可能性を明らかにする。

キ 大規模コホートに基づいて糖尿病等の生活習慣病の実態及びリスク要因を解明し、AI等による疾病リスク予測エンジンの開発により個別化予防を推進する。

ク 単一遺伝子疾患及び多因子疾患のゲノム医療の実用化・精度向上を推進する。

④ 医薬品及び医療機器の開発の推進

感染症その他の疾患に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、以下を含む研究を実施する。

ア HIV感染症について、新薬開発のための治験を実施する。また、長時間作用型等、新しいクラスのHIV感染症治療薬を開発し、早期の臨床実用化を目指す。

イ HIV感染症、新興・再興感染症、マラリア、顧みられない熱帯病、耐性菌感染症等に対する新規診断方法、医薬品の研究開発を進め、臨床試験への展開を目指す。ワクチンの開発研究を推進する。

ウ マラリアに対する診断・治療・予防薬の研究開発を推進し、精度の高い性能評価試験やPoC（Proof of Concept：概念実証）の非臨床試験での獲得、そして相臨床試験への移行を目指す。

エ 糖尿病やその合併症の発症をより早期に診断・予測可能なバイオマーカーを同定する。

オ 肝炎等の肝疾患及び免疫疾患に対する新規バイオマーカーや治療標的を同定し、新しい予防・診断・治療法の開発を推進する。

（均てん化に着目した研究）

① 医療の均てん化手法の開発の推進

感染症その他の疾患に関する医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行うと

もに、以下を含む研究を実施することで、医療の均てん化を図る。

ア HIV 感染症について、長期療養における支援実績を積み重ね、チーム医療を支援するツールを公開し HIV 診療の均てん化を図る。

イ 日本及び海外における新興・再興感染症やマラリア、顧みられない熱帯病、抗菌薬耐性菌感染症といった感染症分野の人材育成に資するプログラム開発を行う。

ウ 結核菌や抗菌薬耐性菌に関する疫学研究により、明らかになった現状を踏まえ、院内感染対策や結核菌・耐性菌の診療ガイドラインを作成する。

エ 糖尿病診療の均てん化に資するよう、医療従事者に対する研修会の実施や各種手順書の作成を行う。

オ 肝炎等の肝疾患に対する情報を収集し、肝炎情報センターホームページ等で医療機関等に提供する。肝疾患診療連携拠点病院に対する研修の機会を提供し、患者相談支援システムを運用する。政策研究班と連携して肝炎医療指標・自治体事業指標調査を継続し、結果を共有することで医療・対策の均てん化を推進する。

② 情報発信手法の開発

感染症その他の疾患に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、広く国内外の知見を収集評価し、シンポジウム、市民公開講座の開催やホームページ、機関誌、SNS 等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行う。また、英語等の外国語で広く世界に向けて情報発信する。

ア 感染症について医療者向け情報の提供方法等の開発や、コンテンツの効率的な収集・維持体制の開発を行うとともに、公開している診療手順書等は新規の事実等に基づいて改訂していく。

イ 患者・国民等に向けた感染症その他の疾患の予防、早期発見、診断、治療、研究に関する正しい知識や情報を集積してわかりやすく提供する等、医療・研究に対する理解を支援する方法の開発に取り組む。

ウ 本邦における感染症その他の疾患に関する医療・研究に対する諸外国の人々の理解を支援する方法の開発を行う。

(国際保健医療協力に関する研究)

① 国際医療協力局を中心に国内外の研究機関や大学等と協力して、国際保健医療水準向上の効果的な推進に必要な研究、国際保健のネットワーク強化に必要な研究を実施する。

② 国内外の関連機関等（大学・研究機関、厚生労働省、外務省、WHO、海外の行政機関等）とのネットワーク構築を進め、国際保健・グローバルヘルスに関する情報収集機能を充実させ、国際保

健・グローバルヘルスに資する政策科学研究を実施する。

（４）疾患横断領域における連携推進

機構及び国立高度専門医療研究センター（以下「ナショナルセンター」という。）の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置したナショナルセンター医療研究連携推進本部（JH）において、ナショナルセンター間の疾患横断領域を中心とした研究開発の推進とそのための基盤整備、人材育成等に取り組むこととする。

具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の連携・活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針の提言、実装科学推進のための基盤構築等について、疾病の予防や共生にも留意しつつ、ナショナルセンターがそれぞれの専門性を活かし、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むこととする。

また、人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めるとともに、ナショナルセンター連携及びナショナルセンターを支援することによる研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むこととする。

さらに、横断的研究推進事業等の円滑な実施を図るため、JH 内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこととする。

これらの取組を通じ、中期目標期間中において、JH が実施する横断的研究推進事業費を伴う研究・事業等でナショナルセンター連携及びナショナルセンターを支援することにより、我が国の医療・研究に大きく貢献する成果を挙げるものとする。

（５）公衆衛生研究の推進及び基盤構築〔公衆衛生研究事業〕

以下の研究を実施し、過去のパンデミックへの専門家の対応についても分析を深めつつ、感染症対策の展開に活用できる公衆衛生研究事業における研究成果を中期目標期間中に 20 件以上とする。

ア 予防接種施策の検討に資するために国際機関等と連携したインフルエンザワクチンの構成株等に関する研究を行う。

イ 感染症を中心とする各健康危機事象発生時に行われる実地疫学調査に基づいて収集・解析された結果を、知見の提出や公衆衛生施策に資する情報還元として、調査終了後より 1 年以内に邦文あるいは英文にて研究成果として発表する体制を確立・維持する。

ウ 実地疫学を中心とした情報の収集・分析やリスク評価、被害軽減策の提案について、感染症危機事象に加えて、食品衛生、ワクチン排除可能疾患、One Health、災害、施設内関連感染等に広げた応用疫学として更に発展させる。

- エ 感染症リスク評価に必要な感染症の流行及び伝播に関する研究並びに公衆衛生インパクトの推定に必要な数理疫学等に関する研究を行う。
- オ 予防接種施策の検討に資するための疾病負荷の推定及びワクチンの接種率、有効性、安全性、費用対効果等に関する情報収集・研究を行う。
- カ 感染症発生動向調査に基づく報告、ゲノム情報、下水疫学、人流等の重層的なデータ及び機械学習を含む統計手法を用いた感染症の流行に関する研究を行う。
- キ パンデミック時の検査及びワクチンの提供体制並びに医療提供体制の構築、水際対策、行動制限等に関する研究を行う。
- ク リスクコミュニケーション、クライシスコミュニケーション、広報、情報発信に関する研究を行う。
- ケ パンデミック時の検査提供体制について、関係機関と連携しその在り方の研究を行う。
- コ 自治体において平時の体制整備に資する最新の知見を提供するため、リスク評価に基づく国民への情報発信、リスクコミュニケーション、インフォデミックマネジメントについて調査研究を進める。また、日本の取組について国際学会で発表する。

(6) 研究部門間の連携等の推進

(1)～(5)の研究部門間の連携を推進し、特に感染症に係る研究については、病原体研究を臨床対応に応用することや、公衆衛生対応に活かす等、感染症対応の改善、治療薬・ワクチン等の研究開発等の具体的成果につなげる。その際、政府において進められている医療DXの各施策を踏まえて取組を進めるとともに、倫理的・法的・社会的課題(ELSI)への取組の視点を持って、各部門における研究開発を推進する。

研究部門間の協働・連携により、中期目標期間中に肝炎、HIV、AMR、急性呼吸器疾患等に関する各分野の画期的な研究成果を4件以上とする。

2. サーベイランス業務等〔サーベイランス等事業〕

国内外における感染症の発生動向の把握、リスク評価や流行予測等の分析、情報提供等の機能を充実させるため、以下の取組を行う。

- ア 感染症発生動向調査(患者情報、病原体情報を含む。)及び感染症流行予測調査を含むサーベイランス業務の実施に際して、情報の収集、検体及び病原体の収集並びに検査、リスク評価、政策提言、情報提供等を行う機能を充実させる。
- イ FETP 研修員を含む所内サーベイランス関係者により実施されるサーベイランスシステム評価について、その手法を確立し、具体的な疾患又はプロジェクトベースのサーベイランスシステム評価を

複数実施する。

ウ レファレンス業務、検査等業務、地方衛生研究所等に対する支援等、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に基づき委任を受ける事務については、中期目標に掲げられた事項を着実に実施する。

エ 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）に基づき、伝達性海綿状脳症（TSE）に罹患した牛、めん羊及び山羊が食用として流通することを防ぐため、と畜場におけるスクリーニング検査の結果陽性となった検体の確認検査を引き続き担当する。厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課からの検査依頼を受けた後には、迅速に検査を実施、さらに牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議の判定に必要な資料の作成・提出等の一連の作業を担うことで、食の安全の確保に貢献する。

3. 医療の提供〔診療事業〕

（1）機構で実施すべき総合病院機能等

感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与する。研究対象疾患の多様性を踏まえ、総合病院機能を基盤とした高度・総合的な診療体制を強化する。

政策医療の向上・均てん化を図るため、総合診療能力、救急医療を含む診療体制並びに質の高い人材の育成及び確保が要求される。また、新しい治療法や治療成績向上に資する研究開発を目的とした臨床試験、特に First in human 試験を実施する際には、想定される様々な緊急事態に対応できる設備や医師を備えることが求められる。

機構は、既に培われた世界的に見ても質の高い医療水準を更に向上させ、総合医療を基盤とした各診療科の高度先駆的かつ専門的な医療を提供する。

特に、機構のミッションである感染症その他の疾患に対する質の高い医療の提供を行うことにより、患者の登録及び他施設のモデルとなる科学的根拠を集積し、高度かつ専門的な医療の向上を図りつつ、国内外の医療の標準化・均てん化を推進する。

さらに、感染症その他の疾患に対する医療分野における研究開発の成果が最大限確保され、国民がそれを享受できるよう貢献していく。

① 高度・専門的な医療の提供

高齢化社会が進展する中で課題となっている病気の複合化、併存化に対応するため、臓器別、疾患別のみならず、小児から高齢者までの患者を対象とした心身を含めた総合医療を基盤に、最新の知見を活用することで、新たな保健医療サービスモデルの開発や個々の病態に即した高度先駆的な医療の提供を行う。

HIV 感染症の診療については、引き続き、エイズ治療・研究開発センター（ACC）において、最新の高度な診療を提供するとともに、新たな治療方法の開発のための臨床研究を実施する。HIV 感染症患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニターに基づき、総合医療をベースに個々人の病態に即した質の高い医療を提供する。

糖尿病に対する高度先駆的な移植治療として、血糖コントロールが不安定な 1 型糖尿病に対する脳死・心停止ドナーからの同種^{すい}膵島移植を実施する。

ウイルス肝炎患者に対し、肝臓学会治療ガイドラインに沿って、患者の病態（肝線維化等の発がんリスク等）に応じた抗ウイルス治療を提供する。C 型肝炎ウイルス排除後や非ウイルス性肝疾患（脂肪性肝疾患、アルコール性肝疾患等）の肝臓サーベイランスを重点的に実施する。肝炎情報センターと連携し、地域における肝炎患者の掘り起こしを推進する。

内視鏡手術やロボット手術、腹膜^{くう}粘液腫に対する完全減量手術及び腹腔内温熱療法、スーパーマイクロサージェリーによるリンパ管^{ふん}吻合等の高度な手術を展開し、高度な技術を有する医師を育成すること等により、先端的医療の充実を図る。ハイブリッド手術室における低侵襲・高精度な手術を実践することにより、安全で質の高い医療を提供する。また、体外授精医療を推進し、分娩件数の増加も図る。以前からも結核陽性の外科手術に加え、令和 2 年より新型コロナウイルス感染症の陽性症例の外科手術を積極的に行っており、今後の災害や新規感染に対応する外科治療の模範となるべく対策を進める。

児童精神分野においては、自殺企図やひきこもり・家庭内暴力等の重症例を中心とした専門的な医療を引き続き提供し、加えて新規の評価・治療方法の開発やガイドライン策定等、新たな児童精神医療サービスモデル構築を目指した取組を推進する。

がん分野においては、総合病院の特性を活かした高度ながん医療を提供できる体制を構築するとともに、がん患者のさらなる予後の改善を目指し、がん経験者の包括的な健康管理を支援する連携体制のモデルを構築する。

心療内科分野では摂食障害の早期発見や治療効果のエビデンスに関するデータを集積し、ガイドラインを発刊する。国民に向けた啓発活動を行う。摂食障害患者・その家族、医療・教育機関を対象にした電話相談業務「摂食障害支援ほっとライン」活動を継続する。相談事例の収集、分析を行い、支援体制モデルを構築する。摂食障害の知識を啓発する動画を作成し知識を啓発する動画を作成し、Web 上で公開する。

② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供

感染症その他の疾患について、最新の知見を活用しつつ、医療の標準化に資する診療体制を整備し、標準的医療の実践に取り組む。特に感染症については、我が国のみならず世界の感染症の情報を収集し、活用を図る。

新興・再興感染症の対応としては、多項目測定遺伝子診断機器等も活用し新興・再興感染症や海外からの輸入感染症の症例の早期探知に努めるとともに、複数診療科のチームワークの下、集中治療、小児科診療、産科診療等も含めた集学的な治療体制の強化を図る。

令和5年度策定の薬剤耐性（AMR）対策アクションプランの内容を踏まえ対応する。

災害時の医療の提供、公衆衛生対策、市民啓発、地域連携のための体制強化を図る。

また、健康危機における医療提供体制の構築支援（災害や新興感染症発生時など国の危機管理に際して求められる医療の構築支援をいう。）のため、災害派遣医療チーム（DMAT）の事務局を運営することにより、国の災害医療体制の維持・発展に貢献する。

③ その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供

ア 救急医療の提供

国立国際医療センターにおいては、引き続き全国トップクラスの救急搬送患者受入れを維持しつつ、三次を含む質の高い全科的総合救急医療を実施する。応需率も90%以上を確保する。

新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザ等の新興・再興感染症患者の積極的な受入れを行う。高度総合医療を要する多臓器不全を伴った敗血症性ショックに対する集学的な集中治療を実践し、生存割合80%以上を達成する。手術管理部門とも連携し、救急手術も円滑に実施可能な体制を強化する。

国立国府台医療センターにおいては、精神科救急急性期医療入院料病棟及び精神科急性期治療病棟における重症身体合併症率を15%以上とする。

イ 国際化に伴い必要となる医療の提供

国際感染症センターのもとトラベルクリニック、総合感染症科が協働して、我が国の公衆衛生の脅威となる感染症の防疫、海外渡航者の健康管理、院内感染制御、薬剤耐性病原体対策の質の向上に努める。

国際診療部において、外国人患者診療の円滑化を進め、外国人患者が安心かつ安全に医療を享受できる体制を強化する。日本医療教育財団による外国人患者受入れ医療機関の認証（JMIP）については令和9年度の更新を検討する。一般財団法人Medical Excellence JAPAN（MEJ）による治療や健診を目的に日本を訪れる外国人の受け入れ医療機関の推奨、日本国際病院（ジャパン インターナショナル ホスピタルズ：JIH）を令和7年度に更新する。新型コロナウイルス感染症の収束後、増加している外国人患者への医療提供の質を維持するとともに、医療従事者の負担過多に対しても取り組む。近隣団体（医師会等）と連携し、外国人患者への地域の医療体制充実を図る。

ウ 客観的指標等を用いた医療の質の評価

患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行い、また病院の医療の質や機能の向上を

図るため、機構で提供する医療について、客観的指標等を用いた質の評価を行う。具体的には、国立病院機構や日本病院会等が活用している臨床評価指標等を参考に臨床評価指標を策定し、経時的に医療の質の評価を実施し、その結果を公表する。各部門において、目標達成のためにPDCAサイクルが回る体制整備を行い、医療の質改善のプロセスを実行する。

（２）患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供

① 患者の自己決定への支援

患者・家族が治療の選択・決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう、患者・家族に必要な説明を行い、かつ、情報公開に積極的に取り組むことで、情報の共有化に努めるとともに、患者のプライバシー保護に努める。

このため、患者相談窓口において支援を行う。

また、専門的立場から幅広く患者・家族を支援するため、セカンドオピニオンを年間230件以上受け付ける。職員に対しては、必要に応じて臨床倫理サポートチームへの相談や臨床倫理委員会の開催が迅速に行える体制の周知と強化を実施する。

② 患者等参加型医療の推進

患者の視点に立った医療の提供を行うため、定期的に患者満足度調査を実施し、その結果を業務の改善に活用するとともに意見箱を活用する等、患者の意見を反映した医療の取組を着実に実施し、患者サービスの改善について積極的な推進を図る。

また、積極的に病院ボランティアを受け入れ、医療に対する理解の向上に努める。

③ チーム医療の推進

機構の総合医療の特長を活かして、チーム医療を推進するための院内横断的な組織の整備を図り、小児から高齢者までの患者に対し、多職種連携及び診療科横断によるチーム医療のさらなる推進を図るため、専門・認定看護師、専門・認定薬剤師の増加及び連携促進、入院から外来がん化学療法への移行の促進、カンサーボードの活動の推進、専門性の高い医療補助員の養成による医療業務分担の促進等、診療科横断的な連携の医療職員の質の向上を推進する。

院内での看護師の特定行為研修を更に充実させ、円滑なタスク・シフティングを実施する。チーム医療を促進し、医師の残業時間の短縮や有給休暇の取得率向上を目指し、医師の働き方改革に病院全体として取り組む。

④ 入院時から地域包括ケアを見通した医療の提供

患者に対して、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、地域の診療所や病院との役割分担を

図るとともに、連携室の機能を強化し、紹介患者の獲得や患者に適した医療機関（かかりつけ医）への逆紹介を進める。

地域に開かれた市民公開講座や連携医に向けた研修会、協議会の開催により、情報の共有を図り地域の保健医療機関とのネットワーク強化に取り組むとともに、近隣地域のみならず、より広範囲の地域の医療機関等との連携の強化を図る。

⑤ 医療安全管理体制の充実

医療安全管理室と院内感染管理室の連携体制を強化して機能向上に取り組み、医療安全と院内感染予防に関する情報の収集や整理、周知等の強化を図る。

医療安全管理委員会、院内感染管理委員会やリスクマネジメント部会、ICT ミーティングを月1回以上開催する。また、外部評価のため年2回の医療安全監査委員会を継続する。

医師からのインシデント・アクシデントレポート報告件数を常時全報告件数の10%～12%程度となるよう各診療科のリスクマネージャーからの伝達を強化する。特に初期研修医からのインシデント・アクシデントレポートが出しやすい環境となるよう、教育部門と連携し体制を強化する。

医療安全に関する危険予知の体制整備を図り患者誤認防止、転倒・転落防止の対策を重点項目として取り組む。また、院内感染対策のため、院内サーベイランスの充実等に積極的に取り組むとともに、院内での手指衛生推進、感染防護具等の着脱の訓練、抗菌薬の適正使用を更に強化する。

e-ラーニングによる医療安全研修会・院内感染対策研修会を年2回以上開催する。また、医療安全に関するマニュアルを年1回改訂する。

さらに、同規模・同機能の医療機関との間において、医療安全管理体制についての相互チェック、インシデント及びアクシデントの情報共有等を行うことにより、医療安全管理体制を強化する。

質の高い医療安全・感染管理体制の確立及び継続的な医療の質の向上を目指し、国際標準の病院機能評価（JQ）の次回更新に当たっては、医療品質管理センター（QIC）を中心に、院長を本部長とする対策チームを結成し、国立国際医療センター全体として取り組む体制を構築する。また、国立国府台医療センターにおいても同病院機能評価の認定取得・維持に向けて、同様に取り組むものとする。

ロボットを活用した手術や鏡視下手術等の低侵襲かつ高度な医療技術のスムーズな導入のため高難度新規医療技術評価部を強化する。

適応外の投薬や未承認医薬品の使用に備え、未承認新規医薬品等評価委員会が円滑に開催できる体制を強化する。

院内感染予防に関する最新の情報を収集・整理し、院内感染対策の指針に適切な時期に反映させるとともに、その内容を職員に広く周知し、ICT ラウンド等で遵守状況を評価する。

⑥ 病院運営の効果的・効率的実施

効果的かつ効率的に病院運営を行うため、病院全体及び診療科ごとにおける入院患者数、外来患者数、初診患者数（入院、外来）、病床利用率、平均在院日数、手術件数、紹介率、逆紹介率について、年度計画において数値目標を定めて取り組む。

また、入院実患者数の実績について、感染症その他の疾患に係る割合を分析し、より効果的・効率的な病棟運営に活用する。

DPC を活用した経営対策を進め、在院日数の短縮、新入院患者数の確保を図るとともに医療材料等の経費削減対策を進める。

経営指標を全職員に分かりやすい形で提示し、経営マインドの向上を図ることにより、さらなる経営基盤の充実を目指す。

人員及び医療機器購入等について、診療や研究開発等への意義を評価することにより、適切に配置を行う。

4. その他

（１）人材育成〔教育研修事業〕

① リーダーとして活躍できる人材の育成

トランスレーショナルリサーチを含め、感染症その他の疾患や、国際保健医療協力に関する研究の推進を図るために必要な人材を育成するとともに、国際機関への派遣を行う。

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新興・再興感染症や顧みられない熱帯病といった感染症分野の人材育成に係る研修の実施等、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努める。

小児から高齢者までの患者に対する心身を含めた総合医療に携わる専門的人材を育成するため、質の高い研修・人材育成を継続的に行うとともに、総合病院機能を基盤として、高度先駆的な医療を実践できる人材の育成を図る。

国内連携大学院制度やアメリカ国立衛生研究所（NIH）等の海外研究機関へのセンター人材派遣プログラム等を積極的に利活用し、また、研究所・臨床研究センター・病院・国際医療協力局間の研究協力や各種講習会を通して、physician scientists 等、研究マインドを持った医療人を育成する。

企業との連携調整や研究成果の活用促進等に取り組むリサーチ・アドミニストレーター等、臨床と直結した研究の実施に必要となる支援人材について、JH のほか大学等アカデミア機関や企業とも連携しながら、人材育成及び確保に取り組む。

病院のリーダーとして必要なマネジメント能力を習得する様々な研修プログラムを企画・実施する。

全人的な医療を行う体制を踏まえ、新専門医制度に準拠した各専門医育成プログラムを運営する。

医療安全、感染対策、保険審査、個人情報、防災、倫理、コンプライアンス、ハラスメント及び接遇向上等のテーマに関して、e-ラーニングによる研修を実施する。

研究部門のテニユアトラック制度を実施する。また、トランスレーショナルリサーチと新規の治療薬や診断法の研究・開発に重点を置いた研究を強化し、国際共同研究の推進を意識的に図り、研究所自体の国際化を図る。

地域において感染症危機対応のリーダーシップを発揮できる人材を確保するために、モデルとなる長期研修プログラムの作成・実施・普及を推進する。

② モデル的研修・講習の実施

新型コロナウイルス感染症やHIV感染症等の新興・再興感染症について、機構の有する高度かつ専門的な医療技術に関する研修・講習を企画・実施する。

肝炎等の肝疾患医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を目的とした研修や、糖尿病に対する診療の高度化、均てん化を目的とした研修を実施する。

臨床修練等の制度を活用しつつ、外国人医師の医療技術の習得や、外国人医師による高度な医療技術の教授を目的とした研修・講習を企画・実施する。

国立国際医療センター職員、近隣医療機関・団体が外国人受入を円滑に行えるよう、研修・講習を企画・実施する。

グローバルに活躍する人材の裾野を広げるため、国内の国際保健医療人材の研修コースやセミナー等の充実を図る。

臨床試験、研究開発の国際協力の推進のため、国立高度専門医療研究センター、大学とともにオンライン研修プログラム開発と国際臨床試験プラットフォーム参加施設内での標準化、認証システム構築を行い、国内外の参加者を対象に当該研修プログラムを実施する。

機構外の医療従事者向け各種研修会等を毎年75回以上開催する。

児童精神科医育成のモデル的研修を継続して行い、児童精神科医療スタッフを育成するための研修会等を年3回以上実施する。

(2) グローバルヘルスに貢献する国際連携・協力〔国際協力事業〕

① 総合的な技術協力活動

ア 日本政府、国際機関、国際的なパートナーシップ、NPO等幅広い関係機関と連携を強化し、

研究・政策提言・研修・広報等の活動との相乗作用を高めながら、グローバルヘルスにおける技術協力事業をアジア、アフリカを中心に中期目標期間中に新たに6件以上開始し、専門家（ODA実施者、研究者、コンサルタント等）を派遣する。

イ 感染症や災害等、国際的な公衆衛生危機の発生に際し、職員を派遣する等、支援活動を行う。
また、100日ミッションなどワクチン等の研究開発を支援し、国際的な枠組みに対する専門家を派遣する。

ウ 国際機関や研究機関、国際協力機構（JICA）等と連携し、新興国・途上国のサーベイランスの技術的支援や試薬の供与、研修の提供等を通じた検査能力の強化支援を行う。

② 実践的なエビデンス創出

以下について、WHO協力センターとして及び国内外の研究機関や大学等と協力して推進する。

ア 国際的な感染症対策及び公衆衛生危機に対応する研究並びに糖尿病や高血圧疾患・悪性腫瘍等、非感染性の生活習慣病対策に関し、現状把握、公衆衛生対策の有効性評価、革新的な対策の提言につながるエビデンスを創出する。

イ 女性と子供の健康増進に資するエビデンスを創出する。

ウ 新興国・途上国における保健人材等、保健システムに関する研究を実施する。

エ 日本の医療技術・医療製品の国際展開における課題について調査研究を実施する。

オ ユニバーサルヘルス・カバレッジの達成と健康格差縮小のための研究を推進する。

③ 政策提言と技術的規範立案

ア グローバルヘルスの重点テーマに関して、日本政府、WHO等の国際機関、新興国・低所得国等に対する政策提言を行う。

イ 多国間・二国間の保健医療協力等を通じた知識・経験、重要課題に関する政策を情報収集・分析し、日本のグローバルヘルス関係者が国際貢献するエビデンスを創出するとともに、日本のグローバルヘルス外交に協力する。

ウ WHOをはじめとする国際機関等が設置する専門委員会等で国際的規範を設定する委員（規範セッター）を輩出する。

④ リーダー人材の能力開発とキャリア支援

ア 新興国・途上国の政府や保健医療のリーダー人材育成を目的とした、サーベイランス等の保健医療システム強化や感染性・非感染性疾患対策等に関する日本での研修等を実施し、これを含めて海外の人材を中期目標期間中に延べ900人以上受け入れる。

イ 我が国の国際保健医療協力人材を養成するため、必要な知識、技術の習得を促す研修を国内

外で中期目標期間中に延べ 600 人の教育機関、民間企業、保健医療施設等の日本人に対して実施する。あわせて、病院・国立看護大学校等と国際医療協力局との人材交流を一層促進し、海外でリーダーシップの取れる保健医療人材を育成するとともに日本の医療技術に関する情報の提供を行う。

ウ グローバルヘルス人材戦略センター（HRC-GH）において、邦人人材プールの維持・更新と国際機関等の空席情報の提供を行うとともに、リボルビングドア形式のキャリアアップが図られるよう国内組織との連携を推進する。これらにより、国際保健人材を我が国から国際機関等に持続的に送り出すメカニズムを強化し、国際保健人材が国際分野のみならず国内活動にも貢献することを促進する。

⑤ 革新的な取組に向けた基盤整備

ア グローバルヘルス関連の革新的技術の開発・実装や医療製品の効率的な普及について、国際機関・企業・NPO・国際的パートナーシップ・薬事規制当局等との連携を強化しながら、世界及び各国の動向を把握し協力活動を行う。

イ WHO 協力センターとしての協働を発展させ、国際機関・企業・NPO・国際的パートナーシップ・関連学会等との連携を強化し、海外拠点・協力機関のさらなる活用を図る。

ウ 「健康・医療戦略」（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）を踏まえ、相手国の公衆衛生や医療水準の向上のため、日本の医療制度に関する知見・経験、高い医療技術、高品質な医療製品の効果的な国際展開を推進するための支援を行う。

エ UHC 達成への取組と健康危機の予防・準備・対応・回復との相互関連を踏まえ、公平性・持続可能性の向上に資するソーシャルイノベーションを創出・支援する能力の向上を図る。

オ アジアを中心に国際的な臨床試験ネットワークを形成し、業務手法を標準化した上で、国際保健におけるアンメットニーズや緊急事態に対する診断治療開発等に対する臨床試験・エビデンス構築を行う。これらを担う各国の人材育成のための標準化トレーニングプログラムを構築し実施する。

カ 保健医療従事者のみならず広く一般国民や企業、国内外の関係機関をも対象として、ホームページ、ソーシャルメディア、ニュースレター、雑誌等の各種媒体や機会を通じた情報発信を充実させる。

（３）成果の普及等〔情報発信事業〕

① 国等への政策提言に関する事項

感染症に係る学術会議やシンポジウムにおいて研究活動やその成果を分かりやすく発表するとともに、広報誌等を活用して広く一般社会にも情報発信する。

「感染症情報提供サイト」を活用し、平時から、基本的な感染対策や感染症の発生状況の情報等を、最新の公的情報として発信する。また、メディア等の広聴活動を通じ、双方向的なコミュニケーションに務め、感染症に関する信頼される情報源として、感染症リスクコミュニケーションの一翼を担う。

エイズ動向委員会等の政府の専門家会議に出席して、HIV 感染症のまん延防止や早期発見のための政策に関する提言を行う。

国際保健医療協力や国際医療展開に関して、現場の実情や国際的知見も踏まえながら、厚生労働省や国際協力機構等の政府機関への提言・助言を行う。

② 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項

ア ネットワーク構築の推進

国内外の関係機関や関係学会等と連携しつつ、感染症その他の疾患に係る中核的な医療機関等とのネットワークを構築、研修会及び協議会を開催する。それらの活動を通じて、最新の情報提供を行うとともに、相互に情報交換を行い、当該関係医療機関等と連携して、高度先駆的保健医療及び標準的保健医療の普及を図る。

また、地域の様々な病院・診療所・介護施設等とのネットワークを強化し、情報共有や遠隔診療支援、人材育成等が可能なシステムを拡充する。

WHO 協力センターとして WHO 西太平洋地域事務局 (WPRO) と合意した活動計画に基づき、新興・再興感染症や薬剤耐性に関する活動を実施して進捗を報告・共有し海外とのネットワーク強化も推進する。

保健医療従事者のみならず広く一般国民や企業、国内外の関係機関をも対象として、ホームページ、ソーシャルメディア、ニュースレター、雑誌等の各種媒体や機会を通じた情報発信を充実させる。

全国の HIV 診療拠点病院のネットワークである HIV 診療体制を通じて、最新の治療の普及・均てん化に努める。

イ 情報の収集・発信

医療従事者や患者・家族が感染症その他の疾患に関して信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、広く国内外の知見を収集、整理及び評価し、ホームページや SNS 等を通じて、国民向け・医療機関向けの、さらに海外に向けた最新の診断・治療情報等の提供を行う。

また、質の高い査読付き英文雑誌を発行し、国内外への情報発信の強化を図る。

学会等と連携し、診療ガイドライン等の作成に更に関与し、ホームページを活用すること等により、診療ガイドライン等の普及に努める。

日本糖尿病学会等関連団体と連携し、国内診療施設とのネットワーク構築によって、糖尿病やその合併症・診療実態等の情報を収集する。

糖尿病の実態、標準的な診断法・治療法、最新の研究成果等について、国民に向けた分かりやすい情報発信を行う。

平成 28 年度から開始された肝炎情報センター戦略的強化事業に基づき、肝炎情報センターにおける情報提供・共有（最新のエビデンスに基づく正しい知識の効果的発信）、肝炎医療・保健事業に係る人材育成（研修プログラムのカスタマイズ提供・定着支援）、拠点病院支援（拠点病院が抱える課題の分析・最適化・水平展開）、さらには、肝炎対策の進捗評価・政策提言、先駆的実証の推進等に関する機能の強化を図る。

機構のホームページアクセス数を、年間 4,000 万ページビュー以上とする。

（４）看護に関する教育及び研究〔国立看護大学校事業〕

国立看護大学校において、ナショナルセンターで活躍できる優秀な人材を育成するため、学生の確保に努める。その手段として、現在の助産師・看護師に加えて、保健師資格を取得可能な教育課程を開講する等、感染症危機管理に貢献できる看護人材育成モデルを構築・提案する。この際、ナショナルセンターへの就職者数を減じないため、1 学年の学生数を増員する。質の高い学生を確保するため、引き続き入試改革に取り組み、オープンキャンパス、SNS の活用や受験生の HP サイトの充実等、国立看護大学校に関する情報提供を積極的に行う。

病院への就職を希望する看護学部卒業予定者の 8 割以上はナショナルセンターを志願するよう、継続的なキャリア支援を行う。

現任者教育としては、感染に係る薬剤投与関連を含む特定行為研修をナショナルセンターと連携して実施する。多施設共同臨床研究の促進に資する人材育成のため、機構の感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）加入施設等の職員を対象に CRC 初級者研修を実施する。また、ナショナルセンター・国立病院機構・国立ハンセン病療養所の看護職を対象とする長期研修（保健師助産師看護師実習指導者講習会）を実施する。

国立看護大学校が設置されている清瀬市との連携を強め、多職種による質の高い保健医療福祉の質向上のために、市内の明治薬科大学、日本社会事業大学との 3 大学連携授業による IPE（Inter Professional Education）を実施する。

さらに、国際看護学教育の充実を図り、海外の大学等との連携により、グローバルな視点を持ち国際的に活躍できる看護職員の育成を図る。教員及び研究課程部学生・修了生の研究活動と論文発表を促進する。

（５）出資等

機構における研究・開発の成果の実用化や、これによるイノベーションの創出を図るため、研究開発の成果を直接的に活用する事業者、当該事業者に対する助言や資金供給等を行うベンチャーキャピタル（ファンドを含む。）や成果活用等支援法人に対して、出資や人的・技術的支援の手段を活用する。

第3 業務運営の効率化に関する事項

1. 効率的な業務運営に関する事項

（1）効果的な業務運営体制

研究成果の最大化に向けた取組を推進するため、研究開発等に必要な人員を確保するとともに、人的・物的資源を有効に活用する等効率化に努めつつ、ガバナンスの強化のための取組を行う。また、4人以上の外部理事を任命の上、適切に理事会のガバナンス機能を発揮できるよう、定例的に理事会を開催して外部の視点での確認を行う。

① 研究、臨床研究体制の強化

機構のミッションに沿った研究成果を得られるよう研究所及び臨床研究センターの組織を再編し、効果的な運営体制に向けた取組を行う。

② 病院組織の効率的・弾力的組織の構築

病院の機能や特性を踏まえ患者中心の医療及び高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行う。

看護師の特定行為研修等を更に充実させ、円滑なタスク・シフティングを実施する。チーム医療を促進し、医師の残業時間の短縮や有給休暇の取得率向上を目指し、医師の働き方改革に病院全体として取り組む。

看護職員が夜間においても看護業務に専念できるように、看護助手を活用することにより看護補助体制の強化を図る。

③ 事務部門の効率化

事務部門については、機構としての使命遂行に向け、効率的・効果的な運営体制とする。

（2）効率化による収支改善

機構全体で収入の増加やコスト削減に努め、各年度の損益計算において、経常収支を前年度以上となるよう経営改善に取り組む。

① 給与制度の適正化

給与水準について、機構が担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し、公表する。なお、人件費については、国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢も踏まえ、効率化を進める。

② 材料費等の削減

国立高度専門医療研究センター等との間において、医薬品の共同調達等の取組を推進することによるコスト削減を図るとともに、医療機器及び事務消耗品については、共同調達等の取組を実施し、そのコスト削減を図る。また、診療材料等の調達についても、コストの削減を図るため、競争入札等の取組を促進する。

③ 後発医薬品の使用促進

後発医薬品については、中期目標期間中の各年度において、前年度の実績を上回ることを目指すため、更なる使用を促進するとともに、中期目標期間を通じて数量シェアで85%以上とする。

④ 一般管理費の削減

一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因経費を除く。）については、令和7年度に比し、中期目標期間の最終年度において、5%以上の削減を図る。

⑤ 調達方法の見直し

研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務や国際関係業務を考慮し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める。

⑥ 収入の確保

医業未収金については、新規発生防止に取り組むとともに、督促マニュアルに基づき、未収金の管理・回収を適切に実施することにより、令和6年度に比して、医業未収金比率の低減に取り組む。

また、診療報酬請求業務については、査定減対策や請求漏れ対策等、適正な診療報酬請求業務を推進し、収入の確保に努める。

⑦ 情報システムの整備及び管理

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日

デジタル大臣決定）に則り、PMO（Portfolio Management Office）を設置するとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

2. 医療 DX の推進

感染症等に係る NDB や予防接種等の各種データベースの運用・データ解析等により、感染症その他の疾患について効率的に調査を行い、疾患動向の把握、医療の質の向上、医療費適正化の推進、感染症有事の際の時宜を得た情報提供等を行う。

政府が推進する医療 DX を踏まえ、電子点数表の導入や電子カルテ情報共有サービスとの連携実現、電子処方箋の機能改良等、医療 DX の推進に努める。

機構の基幹業務の一つである感染症対策について、感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）の情報収集基盤の構築を推進し、有事における迅速な情報収集の実現を図る。

機構の基幹業務の一つである感染症等の危機管理対応能力向上を図り、有事における迅速な情報収集と情報連携の実現とサージキャパシティの確保と拡大のため、機構内外の連携実現のための情報通信インフラの構築・整備を推進する。

第4 財務内容の改善に関する事項

「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。

1. 自己収入の増加に関する事項

競争的資金を財源とする研究開発を推進するため、基礎・非臨床・治験・臨床研究体制の強化を図り、AMED 等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を積極的に行う。

感染症その他の疾患について、機構に求められている医療等を着実に推進し、診療収入等の増収に努める。

2. 資産及び負債の管理に関する事項

機構の機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。

そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。

また、第3の1「効率的な業務運営に関する事項」に掲げる取組を着実に実施し、各年度の損益計算において、経常収支を前年度以上となるよう経営改善に取り組む。なお、中期目標期間中に繰越欠損金が発生した場合、機構においてその発生要因等を分析し、可能な限り早期に繰越欠損金が解消されるよう、具体的な繰越欠損金解消計画を作成し、公表する。

（1）予 算 別紙1

（2）収支計画 別紙2

(3) 資金計画 別紙3

第5 短期借入金の限度額

1. 限度額 7,200 百万円
2. 想定される理由
 - (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応
 - (2) 業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の出費への対応
 - (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応

第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
なし

第7 第6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする時はその計画
なし

第8 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。

第9 その他業務運営に関する重要事項

1. 法令遵守等内部統制の適切な構築

内部統制の充実・強化のための組織体制の整備と適切な運用を行い、実効性を維持・向上させるために、継続的に見直しを図る。

契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとしつつも、研究開発業務を考慮し、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するほか、随意契約の適正化を図ることにより、機構の業務方法書に定めた事項について、その運用を確実に図る。

2. エイズ裁判の和解に基づく対応に関する事項

エイズ裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を、厚生労働省に届いた意見を踏まえつつ着実に実施し、HIV 感染症に関し、診断及び治療、臨床研究、診療・療養に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供を行うとともに必要な人的体制整備を進める。

また、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成30年厚生労働省告示第9号）に基づき、HIV 感染症に係る中核的医療機関としてブロック拠点病院等を支援し、地域における HIV 感染

症医療水準の向上を図る。こうした経緯・役割について、統合後も機構は引き続き十分な認識を持って対応する。

3. その他の事項（施設・設備整備、情報セキュリティ対策に関する事項を含む）

（１）施設及び設備に関する計画

中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙４のとおりとする。

（２）積立金の処分にに関する事項

積立金は、厚生労働大臣の承認するところにより、将来の投資（建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。

（３）法令等に基づく実験施設の安全管理の徹底等

実験施設の安全衛生管理に関する法令（労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）、感染症法、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）等）に則った適正管理を行う。そのために、設備機器の定期的自主点検と法定点検を行って記録に残す。また、行政上必要な届出と報告を行う。

（４）情報セキュリティ対策に関する事項

情報セキュリティ確保のために、情報システムの運用面、セキュリティ対応の体制面、セキュリティシステムの技術面において対策強化に努めるとともに、政府の情報セキュリティ対策における方針（情報セキュリティ対策推進会議の決定等）を踏まえ、機構内でのセキュリティ講習、標的型メール等への対応訓練、自己点検等を通じて、職員の情報セキュリティリテラシーの向上を図る。

（５）その他の事項

機構の使命や役割及び業務等について、国民が理解しやすい方法、内容でホームページ等による積極的な情報発信に努める。

ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、引き続き職員の意見の聴取に努める。

決算検査報告（会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うほか、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を始めとする既往の閣議決定等示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。

中期計画（令和 7 年度から令和 1 2 年度）の予算

（単位：百万円）

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	112,420
施設整備費補助金	20,077
長期借入金等	3,144
業務収入	323,814
その他収入	479
計	459,934
支出	
業務経費	432,611
施設整備費	22,137
借入金償還	6,829
支払利息	136
その他支出	505
計	462,218

（注 1）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているの、端数において合計とは一致しないものがある。
（注 2）診療報酬改定は考慮していない。
（注 3）給与改定及び物価の変動は考慮していない。

〔人件費の見積り〕

期間中総額 2 1 0, 0 4 2 百万円を支出する。
上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関等派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

〔運営費交付金の算定ルール〕

【運営費交付金の算定方法】

令和 7 年度は、業務の実施に要する経費を個々に見積もり算出する。令和 8 年度以降、これを基礎として以下の算定ルールにより決定。

【運営費交付金の算定ルール】

毎事業年度に交付する運営費交付金（A）について、以下の数式により決定する。
$$(A) = [\{ A(a) \times \alpha 1 \} + \{ A(b) \times \alpha 2 \} + \{ A(c) \times \alpha 3 \}] \times \beta + (B) + (C) \square$$

A（a）：前年度における研究推進事業、臨床研究推進事業、国際医療協力事業、看護師等養成事業に係る運営費交付金
A（b）：前年度における補助金見合事業を除く教育研修事業及び情報発信事業（均てん化事業含む）、運営基盤確保事業（退職手当を除く。）に係る運営費交付金
A（c）：前年度における補助金見合事業に係る教育研修事業及び情報発信事業（均てん化事業含む）に係る運営費交付金
 $\alpha 1$ ：研究推進事業、臨床研究推進事業、国際医療協力事業、看護師等養成事業に係る効率化係数。各事業年度の予算編成において、当該事業年度における具体的な係数値を決定する。
 $\alpha 2$ ：補助金見合事業を除く教育研修事業及び情報発信事業（均てん化事業含む）、運営基盤確保事業（退職手当を除く。）に係る効率化係数。各事業年度の予算編成において、当該事業年度における具体的な係数値を決定する。
 $\alpha 3$ ：補助金見合事業の教育研修事業及び情報発信事業（均てん化事業含む）に係る効率化係数。各事業年度の予算編成において、当該事業年度における具体的な係数値を決定する。
 β ：政策係数。法人の業務の進捗状況や財務状況、政策ニーズ等への対応の必要性等を勘案し、各事業年度の予算編成において、当該事業年度における具体的な係数値を決定する。
B：退職手当相当額。毎年度の予算編成過程において決定する。 $\square$
C：特殊要因経費。法令等の改正等に伴い必要となる措置又は現時点で予測不可能な事由により発生する資金需要であつて、毎年度の予算編成過程において決定する。

【中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数】

$\alpha 1$ ：1.00と置く。 $\alpha 2$ ：0.99と置く。 $\alpha 3$ ：1.00と置く。 β ：1.00と置く。

中期計画（令和 7 年度から令和 1 2 年度）の収支計画

（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	<u>459,334</u>
経常費用	<u>459,334</u>
業務費用	458,673
給与費	210,042
材料費	90,814
委託費	83,798
設備関係費	38,478
その他	35,541
財務費用	132
その他経常費用	529
臨時損失	<u>0</u>
収益の部	<u>463,298</u>
経常収益	<u>463,292</u>
運営費交付金収益	112,362
資産見返運営費交付金戻入	1,182
補助金等収益	12,867
資産見返補助金等戻入	3,987
寄付金収益	1,140
資産見返寄付金戻入	691
施設費収益	3,447
業務収益	319,925
医業収益	236,878
研修収益	8,006
研究収益	71,123
教育収益	2,119
国家検定収益	1,800
その他	0
土地建物貸与収益	349
宿舍貸与収益	417
その他経常収益	6,916
財務収益	8
臨時利益	<u>6</u>
純利益	<u>3,964</u>
目的積立金取崩額	<u>0</u>
総利益	<u>3,964</u>

中期計画（令和 7 年度から令和 12 年度）の資金計画

（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	<u>467,233</u>
業務活動による支出	<u>432,747</u>
研究業務による支出	89,154
臨床研究業務による支出	70,576
診療業務による支出	225,915
教育研修業務による支出	18,780
情報発信業務による支出	2,791
国際協力業務による支出	8,015
国立看護大学校業務による支出	6,395
国家検定業務による支出	1,980
その他の支出	9,141
投資活動による支出	<u>22,137</u>
財務活動による支出	<u>7,334</u>
次期中期目標の期間への繰越金	<u>5,015</u>
資金収入	<u>467,233</u>
業務活動による収入	<u>436,712</u>
運営費交付金による収入	112,420
研究業務による収入	22,260
臨床研究業務による収入	48,114
診療業務による収入	236,603
教育研修業務による収入	7,746
情報発信業務による収入	1,470
国際協力業務による収入	3,822
国立看護大学校業務による収入	1,998
国家検定業務による収入	1,800
その他の収入	479
投資活動による収入	<u>20,077</u>
施設費による収入	20,077
その他の収入	0
財務活動による収入	<u>3,144</u>
長期借入による収入	3,144
その他の収入	0
前期よりの繰越金	<u>7,299</u>

（注）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

施設・設備に関する計画

国立健康危機管理研究機構の設立趣旨は、我が国における新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能の強化の一環として、新たな専門家組織を創設することとされた。

国立健康危機管理研究機構において、感染症その他の疾患に関し、調査、研究、医療の提供、国際協力、人材の養成等を行うとともに、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延時において疫学調査、病原体解析から臨床研究及び公衆衛生分野の研究までを総合的に実施し科学的知見を提供できる体制の強化が図られるよう、必要な整備のための投資を行うものとする。

このため、本中期計画期間中の総投資額は 32,900 百万円程度とし、医療等を取り巻く環境の変化や国立健康危機管理研究機構の経営状況を踏まえながら、継続的かつ安定的な投資を行うものとする。

なお、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修など状況の変化に応じ、総投資額は増減があり得るものとする。

区 分	予定額 (百万円)	財 源
施設・設備整備 (内訳) 施設整備 医療機器整備 システム整備	32,900	施設整備費補助金等（自己資金含む）
合 計	32,900	